

社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会役員報酬に関する規程

平成17年 9月 2日

南社協規程第 26 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)定款第11条の規定に基づき、協議会役員(以下「役員」という。)の報酬に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員のうち、協議会会長及び常務理事に対して報酬を支給する。

2 前項に掲げる者の報酬の額は、社会状況等を考慮し、理事会の同意を得て定めるものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この規程は平成17年9月2日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この規程は平成26年3月24日から施行し、平成25年5月25日より適用する。